

吉川市告示第263号

平成19年10月26日

吉川市長 戸 張 胤 茂

吉川市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「法」という。)第21条第1項の規定に基づき、吉川市次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 地域協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内保育実施児童の保護者
- (3) 市内幼稚園在園児の保護者
- (4) 市内学童保育実施児童の保護者
- (5) 吉川市PTA連合会の会員
- (6) よしかわ子育てネットワークの会員
- (7) 市内自治会会長
- (8) 埼玉県越谷児童相談所職員
- (9) 吉川市民生・児童委員協議会
- (10) 吉川市立小中学校校長
- (11) 市内私立幼稚園園長
- (12) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 地域協議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名するものとする。

3 委員長は、地域協議会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、地域協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 地域協議会の会議は、公開とする。

(庶務)

第7条 地域協議会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。